

パーティ つながるプロジェクト関連事業

男女共同参画地域活動支援研修事業

# 女性たちによる 地域づくり活動を 支援します！

栃木県内で女性が主体的に活動する団体が、拡充・強化しようとする既存の活動や新たに取り組もうとする活動に対して、その実施を円滑に進めるための支援を継続的に行う「男女共同参画地域活動支援研修事業」を開催します。

支援先の実践団体には上限10万円の助成を行うほか、研修等の学びの場も準備しています。

実践団体の多彩な活動をとおして、とちぎの地域づくりを一步前に進めましょう。積極的なご応募をお待ちしております。

申込  
締切 **6月20日(土)**

## こんな活動を 支援します！

栃木県内で活動する非営利の団体等で、女性が中心となって地域課題を解決しようとする活動に支援します。

例えば…

地域の  
孤立防止

地域の  
魅力の  
再生

女性の  
就業支援

災害時  
の支援

★ 詳細は、webに掲載している募集要項をご確認ください。

## 学び合い・ 分かち合いの 場があります！

実践団体は、以下の学び合い・分かち合いの場に参加します（参加必須）。

7月11日(土)午前▶研修会

2月27日(土)午後▶報告会

※会場はすべてパーティ研修室

★ 詳細は、参加決定通知の際にお知らせします。

## 実践活動には 活動経費を 助成します！

実践団体が取り組む地域課題の解決に関する活動に係る活動経費として、1団体あたり上限**10万円**を助成します。



★ 詳細は、次頁以降の募集要項をご確認ください。

## 募集团体数

6団体程度（参加申込書の内容について、選考委員会で選考し、決定します。）

## 申込書

研修事務局のwebサイトからダウンロードしてください。

▶URL : <https://utshiminkoubou.org/2026danjochiiki>



## 申込先

男女共同参画地域活動支援研修事務局（宇都宮まちづくり市民工房）

▶E-mail : [uts@utshiminkoubou.org](mailto:uts@utshiminkoubou.org)

## 令和 8(2026)年度 男女共同参画地域活動支援研修事業 実践団体募集要項

### 1 目的

男女共同参画地域活動支援研修事業(以下「研修事業」という。)は、男女共同参画地域共創促進事業(以下「全体事業」という。)の一環として、地域で女性が主体的に活動するためのスキルアップ及び地域活動に参画する女性の裾野やネットワークの拡大を図ることを目的としています。

### 2 研修事業の内容

研修事業に参加する団体(以下「実践団体」という。)は6団体程度とし、公募により選定します。実践団体は、次の(1)から(4)までの全事業に参加することを必須とします。

#### (1) 実践活動の企画

実践団体は、女性が主体的に関わりながら、地域課題の解決に関する活動(以下「実践活動」という。)を企画します。

なお、参加団体の選定は、企画した実践活動の内容により審査します。

#### (2) 全体研修会【令和 8(2026)年 7 月 11 日(土) とちぎ男女共同参画センター パルティ】

女性が地域課題の解決に関する活動に主体的に参画し、効果的に活動を実施するために必要な知識・ノウハウ等について学びます。

#### (3) 実践研修(地域課題の解決に関する事業の実施)【応募日から2月 27 日(土)までの期間内】

実践団体は、全体研修会で学んだことを活かしながら、実践活動を実施します。

実践活動に係る活動経費として、1団体当たり 100,000 円を上限として助成します。

#### (4) 活動成果報告会【令和 9(2027)年 2 月 27 日(土) とちぎ男女共同参画センター パルティ】

各実践団体が実践研修の成果等を発表し、他団体のメンバーや地域活動に関心がある方等との意見交換を行います。

### 3 応募資格

次の(1)から(4)までの全てを満たす団体とします。

- (1) 栃木県内に活動拠点を有し、栃木県内で活動する団体
- (2) 法人格を有する団体(非営利に限る。)のほか、法人格がない団体であっても 2 名以上で構成され、定款・会則等を定めている団体又は定める予定の団体
- (3) 構成員の半数以上が女性である団体
- (4) 栃木県が実施する「パルティ つながるプロジェクト」に参加できる団体

### 4 実践活動の対象事業

次の(1)から(4)までの全てを満たす事業であることとします。

- (1) 地域課題の解決に関する事業(分野等は問わない。)
- (2) 新規事業又は既存の事業を発展させた事業(従来から継続して実施している事業は対象外)
- (3) 女性が責任者として事業を企画立案し、実施する事業
- (4) 参加の応募日から令和 9(2027)年 2 月 27 日までに実施する事業

次の(5)から(7)までのいずれにも該当しないこととします。

- (5) 法令に違反するものや政治、宗教に関わるもの
- (6) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (7) 国又は地方公共団体から他の制度による助成を受けている(受ける見込みがある)事業

### 5 助成金の対象経費等

実践活動の対象事業の実施に要する経費に対して、以下のとおり助成します。

1 団体当たりの助成金 100,000 円を上限
※対象期間(応募日から令和 9(2027)年 2 月 27 日まで)外の支出は対象外とします。

#### (1) 助成対象経費

区分	支出内容
1 報償費	外部講師等への謝金
2 旅費	外部講師等の交通費(鉄道・高速道路使用料等)
3 消耗品費	他の項目に含まれない全ての支出(単価 10 万円未満のもの)
4 印刷製本費	ちらし・パンフレットの印刷、書類の製本、写真現像代、コピー代
5 通信費	ハガキ・切手等の購入や郵便料金、web会議システム使用料
6 保険料	事業実施時の保険料
7 使用料	会場利用料、設備使用料、レンタカー使用料、イベントにおける車両の駐車料金
8 手数料	各種手数料
9 燃料費	イベント等に係る燃料代、レンタカーのガソリン代
10 広告料	デザイン費用、データ編集費用、システム作成料

#### (2) 助成対象外経費

区分	支出内容
1 人件費	団体の構成員への給料・報酬・謝金
2 旅費	団体の構成員への旅費・交通費
3 食糧費	会議・研修等での飲食費用
4 光熱水費	事務所等の光熱水費(家賃等も含む)
5 燃料費	団体の構成員が自家用車で出張する場合のガソリン代等
6 修繕費	事務所等の施設及び所有物品の修繕費用
7 工事請負費	団体の財産形成につながる工事請負費用
8 備品購入費	団体の財産形成につながる備品購入費

### 6 応募方法等

実践塾への参加を希望する団体は、実践活動を企画し、実践活動企画書(様式 1)等を作成した上で、下記により応募してください。

※募集要項、実践活動企画書(様式 1)は、下記 URL からダウンロードしてください。

<https://www.utshiminkoubou.org/2026danjochiiki/>

- (1) 募集期間 令和 8(2026)年 5 月 20 日(水)から 6 月 20 日(土)まで
- (2) 提出書類  
・実践活動企画書(様式 1)

- ・団体の構成員名簿(構成員 2 名以上並びに団体の全構成員氏名、役職及び構成員の男女を確認できるもの)
- ・団体の定款・会則等(定めている場合)

### (3) 提出先及び提出方法

以下の提出先に、メールで提出してください。

男女共同参画地域活動支援研修事務局(特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房)  
▶ E-mail: uts@utshiminkoubou.org

## 6 実践団体の選定

5の提出書類について、実践団体選考委員会において以下により審査を行い、実践団体(6 団体程度)を選定します。

### (1) 形式要件

- ・募集要項に定めた要件を満たし、必要書類が提出期限内に全て提出されているか。
- ・必要事項が適切に記載されているか。書類に不備がないか。

### (2) 審査のポイント

実践活動について

- ・女性の地域での主体的な活動を促進する計画となっているか。
- ・新規事業又は既存の事業を発展させた事業であるか。
- ・活動目的が明確かつ妥当であり、公益性を備えているか。
- ・計画が実現できる体制があり、活動の手法は実現可能なものであるか。
- ・自主的に継続して行うことができるか。
- ・さらなる発展が見込めるか。
- ・収支予算の内容は適切か。過大あるいは過小ではないか。

### (3) 選定結果の通知 令和 8(2026)年 7 月 3 日(金)予定

## 7 助成金の支払い

実践研修終了後、実践活動の内容及び実践活動に要した経費の収支について、実践活動報告書(様式 2)を作成し、提出してください。助成金は、提出書類を確認・審査した上で支払います。

### (1) 提出書類

- ・実践活動報告書(様式 2)
- ・対象経費の領収書(領収書のない経費には助成しない。)

### (2) 提出期限 実践活動終了後、速やかに提出

## 8 留意事項

### (1) 実践団体の責務

- ① 実践団体は、法令等を遵守し、適正な経理処理の義務を負います。
- ② 栃木県及びパルティHP等において情報発信を行うため、関連する資料(印刷物、写真等)の提供に御協力ください。

### (2) 情報公開への同意

実践団体の名称と代表者名、事業名及びその概要は、パルティHP等で公表します。また、実践塾の記録写真を撮影します。写真は、パルティHP等に掲載する場合があります。